

第1章 事業報告書についての根拠法令等

1 地方公共団体の報告等

〈法第144条の31〉

地方公共団体は政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、**組合に報告し**、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

〈施行令第68条〉

地方公共団体は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 組合員の数及び被扶養者の数を**組合に報告すること**。
- 二 組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を**組合に報告すること**。
- 三 組合員の報酬及び期末手当等並びに厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第四号に規定する賞与に関する事項を**組合に報告すること**。
- 四 組合員の標準報酬等合計額の総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する事項を**組合に報告すること**。

〈施行規程第173条〉

地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、毎月における組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに掛金等に関する報告を、**翌月5日までに**、組合に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告の内容については、運営規則の定めるところによる。

〈運営規則第41条〉

施行規程第173条の規定による地方公共団体又は特定地方独立行政法人の月例報告は、毎月末日現在における組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに掛金等について記載しなければならない。

2 地共済沖縄県支部の所属所について

〈地方職員共済組合沖縄県支部組織規程第8条〉

(所属所)

第8条 定款第11条第2項の規定による支部の所属機関(以下「所属所」という。)の番号及び名称は、別表のとおりとし、所属所の長(以下「所属所長」という。)には、当該機関の長の職にある者をもって充てる。ただし、病院事業局及び企業局の本庁機関にあつては、各部の主管課長の職にある者をもって充てる。

第9編 事業報告書

2 所属所長は、当該所属所に係る次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、知事部局、県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会及び労働委員会事務局においては、総務事務センター室長が処理する(会計年度任用職員に関する事務は除く。)

また、知事部局の本庁機関及び県議会事務局にあつては、各部の主管課長が会計年度任用職員に関する(1)及び(2)に係る事務を処理する。

- (1) 組合員の現況並びに掛金及び負担金に関すること。
- (2) 掛金及び負担金の払込みに関すること。
- (3) 育児及び介護休業に係る給付金の請求確認及び請求書の進達並びに年金受給に関する申請に関すること。
- (4) 組合員の異動報告に関すること。
- (5) 組合員の資格の得喪の届出及び被扶養者の認定及び取消の申告の受理並びに進達に関すること。
- (6) 給付金の請求の確認及び請求書の進達に関すること。ただし、第3号掲げるものを除く。
- (7) 貸付金の申込書の進達及び貸付決定通知書等の交付並びに貸付金償還に関すること。
- (8) その他支部長が命ずること。

※事業報告書の提出については、(1)に該当するため、各所属所から地共済沖縄県支部へ提出する。

所属所一覧:次頁参照

地 共 済 所 属 所 一 覧

所属所 番号	所属所名	所属所 番号	所属所名	所属所 番号	所属所名
149	総務事務センター（1）				
	知事部局本庁（10）		知事公室（1）		農林水産部（24）
139	知事公室本庁（秘書課）	9	消防学校	66	北部農林水産振興センター
1	総務部本庁（総務私学課）		総務部（8）	69	宮古農林水産振興センター
10	企画部本庁（企画調整課）	114	宮古事務所	70	八重山農林水産振興センター
12	環境部本庁（環境政策課）	115	八重山事務所	136	海洋深層水研究所
148	子ども生活福祉部本庁（福祉政策課）	2	東京事務所	64	畜産研究センター
146	保健医療部本庁（保健医療総務課）	4	自治研修所	72	農業研究センター
55	農林水産部本庁（農林水産総務課）	5	名護県税事務所	73	農業研究センター名護支所
89	商工労働部本庁（産業政策課）	6	コザ県税事務所	75	農業研究センター宮古島支所
143	文化観光スポーツ部本庁（観光政策課）	7	那覇県税事務所	76	農業研究センター石垣支所
104	土木建築部本庁（土木総務課）	8	自動車税事務所	83	森林資源研究センター
			環境部（1）	86	水産海洋技術センター
	県議会事務局（1）	124	動物愛護管理センター	87	水産海洋技術センター石垣支所
118	議会事務局総務課		子ども生活福祉部（12）	56	中央卸売市場
	監査委員事務局（1）	13	北部福祉事務所	125	病害虫防除技術センター
121	監査委員事務局	14	中部福祉事務所	67	中部農業改良普及センター
	人事委員会（1）	15	南部福祉事務所	68	南部農業改良普及センター
120	人事委員会事務局	16	宮古福祉事務所	58	中央家畜保健衛生所
	選挙管理委員会（1）	17	八重山福祉事務所	61	家畜衛生試験場
128	選挙管理委員会	20	女性相談所	62	家畜改良センター
	労働委員会（1）	21	若夏学院	71	農業大学校
119	労働委員会事務局	23	中央児童相談所	78	中部農林土木事務所
	出納事務局（1）	22	コザ児童相談所	79	南部農林土木事務所
116	出納事務局会計課	25	身体障害者更生相談所	85	南部林業事務所
	病院事業局（7）	94	計量検定所	126	栽培漁業センター
47	病院事業局（病院事業総務課）	137	平和祈念資料館		文化観光スポーツ部（1）
48	北部病院		保健医療部（9）	144	博物館・美術館
49	中部病院	44	衛生環境研究所		土木建築部（7）
51	南部・子ども医療センター	42	総合精神保健福祉センター	105	北部土木事務所
52	精和病院	43	中央食肉衛生検査所	106	中部土木事務所
53	宮古病院	131	北部食肉衛生検査所	107	南部土木事務所
54	八重山病院	150	北部保健所	108	宮古土木事務所
	企業局（1）	151	中部保健所	109	八重山土木事務所
117	企業局総務企画課	152	南部保健所	110	下地島空港管理事務所
	その他（4）	153	宮古保健所	112	下水道事務所
122	職員労働組合	154	八重山保健所		
123	地方職員共済組合		商工労働部（5）		
138	那覇港管理組合	92	大坂事務所		
142	沖縄県離島医療組合	95	工業技術センター		
		145	工芸振興センター		
		97	具志川職業能力開発校		
		98	浦添職業能力開発校		

（全97ヶ所）

※ 病院事業局、企業局、その他を除く 知事部及び各種委員会等について

○掛金・負担金に係る事項、事業報告

本務職員、臨時任用職員、再任用、任期付き職員……総務事務センターが取りまとめの所属所となり、
総務事務センターから地共済へ提出する。

会計年度任用職員……各所属所から地共済へ提出する

第2章 事業報告書の作成及びチェックポイント

1 「例月給与」の報告

(1)「共済組合事業報告書」の作成

共済組合事業報告書は、給与システムから出力されます。

共済事務メニュー ⇒ 事業報告 ⇒ 事業報告書印刷指示

(一般組合員については人事異動があった月は、同時に「共済組合異動報告書」も作成されます。)

(2)記載事項等の確認

ア 「前月分」の欄は、前月末現在の状況が記載されているか。

イ 異動内訳

①「加入」の欄は、新採用及び他の共済組合{市町村、公立学校(教育庁)、警察及び国家公務員}から異動した者が記載されているか。

②「脱退」の欄は、退職、死亡、及び他の共済組合{市町村、公立学校(教育庁)、警察及び国家公務員}へ異動した者が記載されているか。

③「異動による転入」の欄は、所属所間の異動をした時に記載されているか。

④「異動による転出」の欄は、所属所間の異動をした時に記載されているか。

ウ 「今月計」の欄は、異動内訳を各々プラス・マイナスした数が記載されているか。

エ 「内訳計」の組織員数は、上記ウ「今月計」欄と一致しているか。

オ 「短期・介護・長期・厚生・退職・年金・公務」の掛金・負担金の欄は、実際に所属所が納付した額が記載されているか。「共済組合掛金負担金内訳書」等と照合する。

(3)添付書類等

人事異動がある場合は、「共済組合異動報告書」を添付する。(一般組合員分)

(4)月中途の人事異動の場合

原則として月の末日に在職する所属所で報告する。ただし、「短期・介護・長期の掛金・負担金」を異動元で納付した場合は、異動元で報告する。

(5)追給、戻入が生じた場合

別葉に作成し、昇級、給与改定等で給料の差額が遡及して支給された場合には、その額を組合員別内訳欄に記載する。

作成例

共済組合事業報告書

(所属所保存)

平成31年 ** 月分 (正規)
平成31年 ** 月 ** 日 作成

区分		組織員数(人)			掛金の標準報酬月額(円)					(注)	
		男	女	計	短期	介護	長期	厚生	退職		
ア	前月分	69	54	123	52,790,000	32,570,000	47,990,000	47,990,000	47,990,000		
	イ 異動内訳	加人	5	3	8						
		脱退	4	2	6						
		異動による転入	23	16	39						
		異動による転出	26	13	39						
ウ	今月計	67	58	125							
エ 組合員別内訳	一般職組合員	65	54	119	49,180,000	30,030,000	45,700,000	45,700,000	45,700,000		
	知事組合員	0	0	0							
	特別職組合員	0	0	0							
	船員一般職組合員	0	0	0							
	他団体	無給職員	2	0	2	1,680,000	650,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	
		有給職員	0	0	0						
	から	退職派遣	0	0	0						
		専従	0	0	0						
	支給等	育児(3歳未満)	0	2	2	620,000	0	620,000	620,000	620,000	
		産前産後	0	1	1	280,000	0	280,000	280,000	280,000	
育児短時間		0	0	0							
その他	0	1	1	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000			
エ	内訳計	67	58	125	52,200,000	31,120,000	48,280,000	48,280,000	48,280,000		
エ 年代別内訳	65歳以上	0	0	0							
	40歳以上65歳未満	33	33	66	31,120,000	31,120,000					
	40歳未満	34	25	59	21,080,000	0					
エ 年代別内訳	60歳以上	0	0	0							
	20歳以上60歳未満	67	58	125			48,280,000	48,280,000	48,280,000		
	20歳未満	0	0	0							
オ	短期(円)		介護(円)		長期(円)						
	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金					
	2,427,471	2,462,811	166,043	168,496	0	0					
	厚生(円)		退職(円)		年金(円)	公務(円)					
	掛金	負担金	掛金	負担金	負担金	負担金					
	3,947,967	3,986,089	342,750	346,050	1,820,156	8,792	15,676,625				
異動報告(加入・脱退・転入・転出)											
*** 別途一覧表 ***											
所属所番号	***	所属所名	〇〇〇病院			(28)担当者名	共済事務子 印				
受付印	上記の通り報告します。 地方職員共済組合沖縄県支部長 殿 平成31年 月 日 所属所長職氏名 〇〇〇病院 院長 印										

※ 1. この報告書は毎月末日現在を記入し、必ず翌月5日までに提出してください。
 2. 「給料」の欄は、掛金・負担金の算定基礎となる給料月額の総額を記入してください。
 3. 追給が発生した場合には、追給額のみを別表に作成してください。(戻りも同じとする)

沖縄県支部

作成例

共済組合異動報告書

平成31年4月分 (正規分)

平成31年4月22日 作成

(給与区分： 11 例月給与)

異動報告 (加入・脱退・転入・転出)						
No.	異動の種類	氏名	性別	異動年月日	転出入先	備考
1	01 加入	共済 太郎	男	平成28年4月1日	教育庁福利課	
2	05 脱退	地共済 花子	女	平成28年4月1日		
3	02 転入	沖繩 次郎	男	平成28年4月1日	職員厚生課	
4	02 転出	本部 良子	女	平成28年4月1日	平和祈念資料館	

(11)

2 「期末手当等」の報告

- (1) 期末手当等の表には、本月中に支給された掛金の標準となる期末手当、勤勉手当期末特別手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当の合計額について記載する。
- (2) 例月給与と同様に、「組織員数」、「掛金の標準期末手当等の額」及び掛金・負担金の金額について、「共済組合掛金負担金内訳書」等と照合する。
- (3) 追給、戻入が生じた場合
 - 別葉に作成し、昇級、給与改定等で給料の差額が遡及して支給された場合には、その額が組合員別内訳欄に記載されているか確認する。
- (4) 派遣職員、退職派遣職員については、派遣先からの報告を集計して別に作成する。